

参考様式2

ひろしま研修センター 喀痰吸引等研修実施委員会設置要綱

(目的)

第1条 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条に定める「喀痰吸引等研修」の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うため、ひろしま研修センター 喀痰吸引等研修実施委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、その目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 研修実施計画に関すること
- (2) 研修教材の選定に関すること
- (3) 研修講師の選定に関すること
- (4) 基本研修(講義)における修得程度の審査として行われる筆記試験の事務に関すること
- (5) 実地研修の事務に関すること
- (6) 研修の修了認定に関すること
- (7) その他研修に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者によって組織する。

2 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出及び意見その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の職務)

第4条 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、○か月に1回開催するほか、委員長が必要と認めた場合は随時開催する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務はひろしま研修センター事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定めるものとする。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表

区分	氏名	所属	役職名	備考
委員長	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	〇〇	研修実施担当責任者
副委員長	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	〇〇	
委員	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	〇〇	医師
委員	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	〇〇	看護師（研修講師）
委員	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	〇〇	看護師（研修講師）
委員	〇〇 〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇〇〇会計担当

**【留意事項】**

**●喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について**

登録研修機関は、研修の実施及び修得審査を公正かつ適正に行うための体制として、複数の関係者で構成する「喀痰吸引等研修実施委員会」を設置し、研修の評価に関する実務や研修事務（研修実施計画の策定等）の検討と実施に関する責務を担います。

委員会の構成委員の要件は、次のとおりです。（第1号・第2号）

- ・ 研修の担当責任者
- ・ 研修講師（複数名）
- ・ 医師（1名以上）
- ・ 看護師、保健師、助産師（1名以上、研修講師との重複可）

第3号研修の登録研修機関の場合、研修講師を1名とすることや研修の担当責任者が研修講師を兼務することなど、小規模な事業所の実情に応じた構成とすることが可能です。